

# 耐震基準適合住宅に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申告者  
(納税義務者)

住所

氏名

又は名称

電話番号

個人番号

又は法人番号

下記の住宅について、耐震改修を行いましたので、地方税法附則第15条の9第1項の規定（固定資産税の減額）の適用を受けたく、岩見沢市税条例附則第10条の3第5項の規定により次のとおり申告します。

## 1 耐震改修した住宅

所在地	岩見沢市
家屋番号	番 ・ 未登記
構造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ その他（ ）
用途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ）
延床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	昭和 年 月 日（昭和57年1月1日以前より所在している家屋であること）
登記年月日	年 月 日（登記している場合のみ記載すること）

## 2 耐震改修内容

耐震改修の工事完了年月日	令和 年 月 日
耐震改修に要した工事金額	円（50万円超であること）

## 3 耐震改修が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由

--

## ※添付書類(写し可)

### ①増改築等工事証明書

（ 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人  
が発行したもの ）

### ②耐震改修に要した工事費の領収書

処理欄(岩見沢市記入)

受付番号		通知書番号	
入力		確認	

●昭和57年1月1日以前より所在する住宅で、令和4年3月31日までの間に一定の耐震改修が行われた住宅について、改修が行われた翌年の住宅の固定資産税額を1/2減額します。  
※1戸当たり120㎡分を限度

●要件

- ①改修した住宅が、昭和57年1月1日以前に建築されていること。
- ②建築基準法に基づく耐震改修基準に適する耐震改修工事で費用が50万円を超えている場合。

※詳しくは、税務課資産税グループまでお問合せください。